



栃木県公報

令和元（2019）年
10月18日（金）
号 外
第 27 号

目 次

告 示

○建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築に係る制限の緩和…………… 1

告 示

栃木県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項の規定により、建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築について、建築基準法令の規定を適用しない区域を次のとおり指定する。

令和元（2019）年10月18日

栃木県知事 福 田 富 一

真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町の全域

（建築課）